

# 社会福祉法人 秀心会

## ショートステイ たか音の杜

### 重要事項説明書

< 2024年 7月 1日から >

#### 1. 設置者

法人名称	社会福祉法人 秀心会
法人所在地	千葉県船橋市高根台2丁目10番30号
代表者名	理事長 越澤 靖久
電話番号	047-468-8808

#### 2. ご利用施設

施設名称	ショートステイ たか音の杜
事業の種類	ユニット型指定短期入所生活介護
介護保険指定番号	1270906264
利用定数	10人
施設の所在地	千葉県船橋市高根台2丁目10番30号
管理者名	羽田 真理子
電話番号	047-468-8808
ファクシミリ番号	047-468-8803

#### 3. 基本方針

指定短期入所生活介護は、要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)にあった利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。

#### 4. 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休(受付時間：午前8時30分～午後5時30分)
ご予約方法	ご利用を希望される月の2ヶ月前の1日より、ご担当ケアマネージャー様からのお申し込みをお受けいたします。

## 5. 主な職員の職種及び員数

職種	常勤	非常勤	員数
管理者	1名		1名
医師		1名	1名
生活相談員	2名		2名
介護職員	常勤換算で5名以上		5名
看護職員	特養の看護師が兼務 1名		1名
管理栄養士	1名		1名
機能訓練指導員	1名		

## 6. 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
医師	月2日（木曜日）
介護職員	早出7：00～16：00 日勤8：30～17：30 遅番11：00～20：00 夜勤16：30～翌9：30
看護職員	日勤8：30～17：30 夜間はオンコール当番を配置し、緊急時に備えます。
管理栄養士	日勤8：30～17：30
機能訓練指導員	日勤8：30～17：30 看護職員が兼務します。

## 7. サービスの概要

### ①介護

○ユニットにおいて利用者が社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術を持って行います。

○利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供します。ただし、やむを得ない場合には、入浴の機会の提供に代えて、清拭を行うことで清潔の維持に努めます。

○利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行います。

○おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えます。

○前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。

## ②食事

○栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

○利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。

○利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援します。

## ③機能訓練

○機能訓練指導員により、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復または減退を防止するための訓練を行います。

## ④短期入所生活介護に係る個別サービス計画書の作成

○利用者の居宅サービス計画書（ケアプラン）の内容を踏まえ、個別サービス計画書を立案・作成し利用者及び身元引受人（家族等）の同意を得ます。計画書に記載する方針・内容に基づいてサービスを提供します。

## 8. 利用料金

別紙ご参照ください。

### ◇居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

対象者		区分
生活保護受給者		利用負担段階1
高齢福祉年金受給者		
市町村民税 非課税世帯	課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	利用負担段階2
	課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以上120万円以下 120万円以上	利用負担段階3-① 利用負担段階3-②
上記以外の方		利用負担段階4

※世帯全員とは、世帯を分離している配偶者も含む

※預貯金・有価証券・投資信託等資産について詳細は市役所にお問い合わせください。

#### ◇送迎

身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来園が困難な方は、入退所の送迎を行います。車椅子使用でのご乗車も可能です。

(利用料)

船橋市内の方

介護報酬の告示上の額

船橋市外の方

介護報酬上の告示上の額と別途に次の額を徴収します。

事業所から片道30km未満 1,000 円

事業所から片道30km～50km未満 1,500 円

事業所から片道50km以上の場合は10kmごとに300 円加算します。

#### 9. その他のサービス及び利用料金

##### 1) 理美容サービス 1,500円

近隣の美容室の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

##### 2) 各々の居室でのテレビ等使用の際の電気代

1日につき50円

#### 10. 利用料のお支払いについて

利用料金は、1か月ごとに計算しご請求します。翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

##### 1) 口座引き落とし

##### 2) 指定口座への振込

京葉銀行 高根支店

普通預金 口座番号 7599063

口座名義 社会福祉法人 秀心会

理事 越澤 靖久

##### 3) 施設窓口での現金支払い

## 11. キャンセル料

利用の変更・取り消しなどのある場合には、ご利用予定日の3日前までにお申し出ください。それより後になった場合には、実費（食事代）相当額のキャンセル料が発生いたしますので、ご注意ください。

## 12. 協力医療機関

医療機関名 千葉徳洲会病院  
所在地 千葉県船橋市高根台2-11-1  
電話番号 047-466-7111

## 13. 苦情の受付について

### ①当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情解決責任者：横手 雅之

苦情受付担当者：羽田 真理子

受付時間：8：30～17：30

電話番号：047-468-8808

FAX番号：047-468-8803

### ②行政機関等

- 船橋市役所 福祉サービス部指導監査課

所在地 船橋市湊町2-8-11

電話番号：047-404-2712

FAX番号：047-436-2139

受付時間 月～金 9：00～17：00

(年末年始、土、日曜日、及び国民の祝祭日は休み)

- 千葉県国民健康保険団体連合会

所在地 千葉市中央区天台6-4-3

電話番号：043-254-7428

受付時間 月～金 9：00～17：00

(年末年始、土、日曜日、及び国民の祝祭日は休み)

#### 14. 身体拘束について

- ① 原則として施設サービスの提供に当たっては、ご利用者の行動の制限は行いません。但し、緊急やむを得ない場合は、法令に則り所定の手続きを経て、身体拘束等必要不可欠な対応をすることがあります。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、ご利用者またはそのご家族に対して事前に口頭および文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。

#### 15. ご利用中の健康管理等

- ① 当施設には日中看護師が勤務しご利用者の健康管理を行います。なお、サービス利用期間中はご利用者の主治医による治療方針（服薬管理、処置等）を継続します。
- ② サービス利用中に行った処置等に伴い、施設在庫の薬品や消耗品（ガーゼ等）を使用した時は、実費相当額をご負担していただく場合があります。

#### 16. 急変時の対応

- ① サービス利用中にご利用者の体調が変化した場合は、看護師等の判断により、医療機関への受診の手配（救急搬送依頼を含む）をすることがあります。
- ② 受入病院は、ご利用者の主治医が所属するまたはご希望の医療機関となるよう配慮しますが、病状や医療機関の事情により、他の医療機関への通院・入院となる場合があります。
- ③ 医療機関の受診が必要になった時は、ご家族に対して事前の事情説明に努めますが、止む無く事後の説明となる場合があります。

#### 17. 受診同行の依頼

- ① 前項の医療機関の受診時の際は、原則として、ご家族の付き添いをお願いいたします。（医療機関での事務手続や担当医師からの病状説明を受けること等）。
- ② 医療機関への受診が緊急性の高い時や夜間になる等緊急時等やむを得ない事情により、当施設の車両による送迎や職員の同行となる場合があります。送迎に要した費用をショートステイ送迎料金に準じて有償とさせていただく場合があります。
- ④ サービスご利用中の定期受診は、ご家族付き添いでお願いしております。

## 18. 短期入所生活介護サービスの提供記録

- ① 事業者は、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供することに、当該サービスの提供日および介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- ② 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- ③ 利用者または代理人は、事業者に対し、いつでも①に規定する書面その他事業者が作成した利用者の短期入所生活介護サービスの提供に関する記録の閲覧および謄写を求めることができます。ただし、謄写に際して、事業者は利用者または身元引受人(家族等)に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- ④ 事業者は、利用者の求めに応じて、提供した短期入所生活介護サービスの内容を確認するための報告書を作成します。

## 19. 事業所の利用に当たっての留意事項

- ① 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、利用者相互の親睦と融和に努めるようお願いいたします。
  - (1)火気の取扱いに注意するとともに、当施設内では喫煙しないこと。
  - (2)建物、備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
  - (3)喧嘩、口論又は暴力行為等、他の者の迷惑になることをしないこと。
  - (4)飲酒、喫煙は当施設内ではできません。
- ② 利用者が外泊しようとするときは、あらかじめ、当施設の所定の用紙に記入し管理者に届け出をお願いします。
- ③ 利用者が外出しようとするときは、あらかじめ、行き先、用件、所要時間等を当施設の所定の用紙に記入し届け出をお願いします。
- ④ 飲食物の持ち込みは基本的に、禁止とさせていただいております。ご希望がある場合はご相談ください。その場合、生もの（フルーツ等）の持ち込みは禁止、入所中の管理はスタッフ預かりとさせていただきますのでご了承ください。
- ⑤ ご面会について  
ご面会については次のことをご了承ください。  
○ご面会の際は、事務所窓口で面会記録簿をご記入・ご提出の上、面会許可証をお持ち下さい。  
○面会時間は、原則として午前9時から午後7時までです。止むを得ない事情により時間外のご面会等を希望される場合は、相談員等に事前の連絡をお願いします。  
○感染症等蔓延が危惧される場合には面会を制限または禁止させていただく場合が

ありますので御了承ください。

○コロナウイルス感染対策といたしまして、ご利用様の発熱や濃厚接触者となる御親族様がおられる場合はサービスご利用前に必ずご相談下さい。

○ご利用者の中には飲み込みの悪い方、食物の量がコントロールできない方、物事の判断が困難な方、医師から食事に対して注意を受けている方などがおられますので以下のことについては特ご注意ください。

- ・食物の差し入れは、ご面会中に食べきれだけの量でお願いします。居室内で食物を保管はできません。
- ・他の利用者へのお心遣いはご遠慮ください。

○職員に対するお心遣いは固く辞退いたします。

⑥ ご入居者又はそのご家族・関係者による当施設及び職員への過剰な要求、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント、暴力等により当施設運営を侵害する行為が認められ、当施設から改めるよう求めた場合で、その改善がみられなかったときは退所していただくことがあります。

## 20. 第三者評価の実施状況について

現在、第三者評価は行っておりません。

指定短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明と交付を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

身元引受人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

(事業者)

住 所 千葉県船橋市高根台2丁目10番30号

法 人 名 社会福祉法人 秀心会

代 表 者 理事長 越澤 靖久 印

(施 設)

住 所 千葉県船橋市高根台2丁目10番30号

施 設 名 ショートステイ たか音の杜

代 表 者 管理者 羽田 真理子 印